

○ 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府・厚生労働省令第三号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存） 第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。 「一〇十 略」 十一 第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二</p> <p>（法第四条第一項の主務省令で定める作成） 第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の作成とする。 「一・二 略」 三 第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二</p> <p>（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） 第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。 「一〇九 略」</p>	<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存） 第三条 「同上」 「一〇十 同上」 「号を加える。」</p> <p>（法第四条第一項の主務省令で定める作成） 第五条 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」</p> <p>（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） 第八条 「同上」 「一〇九 同上」</p>

十|| 第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一
の二十一第一項

「号を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。